

■ニュー福祉定期郵便貯金

商 品 名	<p>ニュー福祉定期郵便貯金 ※ニュー福祉定期郵便貯金は全て預入期間が経過し、通常郵便貯金となっています。</p>
ご 利 用 いただける方	<p>老齢福祉年金、障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、遺族共済年金などを受給されている方 ※平成19年10月以降は、新規のお申込みを受け付けておりません。</p>
預 入 期 間	<p>預入の日から起算して1年 ※預入期間経過後は通常郵便貯金となります。</p>
預 入 金 額	<p>●1,000円以上、1,000円単位 ●1口の預入金額は、1,000円、5,000円、1万円、5万円、10万円、50万円、100万円、300万円 ※1口の預入金額によっては、利子額、税額の計算上、受取金額が異なる場合があります。</p>
預 入 限 度 額	<p>郵便貯金のご利用限度額内で、お一人さま300万円まで。</p>
払 戻 方 法	<p>郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口で払戻しできます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料の提示を求める場合があります。</p>
利 率	<p>預入期間1年の定期郵便貯金の約定利率+0.25% ※預入期間経過後は通常郵便貯金の利率を適用します。</p>
利 子 計 算	<p>●1年を365日とする日割計算 ※預入期間経過後は通常郵便貯金となり、毎年3月末を区切って、4月1日に利子を元金に加えます。</p>
利 子 課 税	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成24年12月31日までに満期を迎えた貯金は20%の源泉分離課税</p>
付 加 できる 特 約 事 項	<p>払戻しの請求の際、請求書への記名押印に加え暗証番号を入力することにより印鑑照合及び暗証照合を行う取扱い（暗証番号必須取扱い）がご利用いただけます。</p>
そ の 他	<p>この貯金の払戻し及びその利子の支払いについては、国（政府）が保証します。 ※この貯金には、ニュー福祉定期郵便貯金規定その他関係規定が適用されます。 ※詳しくは、郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口におたずねください。</p>

平成29年9月30日現在